健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十三日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
酒井内科医院	広島市中区十日市町二丁目四―六	令和八・一二・一
高陽整形外科クリニック	広島市安佐北区口田南八丁目一四―一三	〃
佐々木内科クリニック	福山市沼隈町草深一九六四―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和八年十月二十三日

中国四国厚生局長　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
歯科・にほしんまちクリニック	広島市南区仁保新町一―九―四　プライムコート一F	令和八・一二・一
上川歯科医院	広島市中区西白島町二〇―一五メディカルプラザ西白島　二F	〃
清水歯科矯正歯科	廿日市市串戸三丁目二二―一九	令和八・一二・二二

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和　八　年　十　月　二十三　日

中国四国厚生局長　　竹林　経治

名称	所在地	指定年月日
富士見町　りんご薬局	広島市中区富士見町二―二〇チサンマンション一〇一号	令和　八・一二・　一
コスモス薬局　京口門店	広島市中区八丁堀一二―一〇　Ｊシティ八丁堀一階　ＡＢ号室	〃
コスモス薬局　吉島店	広島市中区吉島新町一丁目四番一号　一階	令和　八・一二・　一五
いねだ薬局	広島市安佐北区白木町秋山二三一九番地一四	令和　八・一二・　一
オール薬局　沼田店	広島市安佐南区伴東五丁目一九番二三号	〃
スカイ薬局　緑井店	広島市安佐南区緑井二丁目一一番一五号	〃
安佐病院前薬局	広島市安佐南区八木五丁目一四番一五号	〃
にじむら薬局	呉市広多賀谷一丁目三番四〇号	〃

名称	所在地	指定年月日
コスモス薬局　尾道店	尾道市新浜二丁目一〇―一六	令和　八・一二・　一
にこぴん薬局　伊勢丘店	福山市伊勢丘五丁目六番二号	〃